

社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会 生活援助従事者研修（通信）学則

（指定事業者名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会（以下「本会」という。）

東京都新宿区原町3丁目8番地

（目的）

第2条 本会は、高齢者の増加及び多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、必要な知識、技術を有する職員の育成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。また、介護事業に従事するにあたり、技術や知識だけでなく、介護に最も重要な利用者に寄り添う精神やふれあいを大切にした人材育成を行う。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、「研修」という。）を実施する。

介護員養成研修事業 生活援助従事者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は次のとおりとする。

社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会 生活援助従事者研修課程（通信）

（年度事業計画）

第5条 令和1年度の研修事業は次のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和2年1月24日～令和2年3月10日	10名
合計		10名

（受講対象者）

第6条 東京都内及び東京都近郊在住、在勤で通学（スクーリング・実習）可能な者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	44,000円	46,750円	一括振込 納入	受講開始前 指定日まで
	テキスト代	2,750円			

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	生活援助従事者研修テキスト	中央法規出版

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履行しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 受講生申込手続は次のとおりとする。

- (1) 本会指定の受講申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 本会は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) ただし、受講希望者が4名以下の場合には今年度の研修事業を中止とする。
- (4) 受講決定通知書を受取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納入する。
なお、開校日以降に受講生の都合により受講をキャンセルする場合、研修参加費用の返却は行わない。また、受講生の都合により科目の一部または全部を修了できなかった場合も、同様に研修参加費用の返却は行わない。
- (5) 当法人は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送または直接配布する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 自宅学習

添削課題を自宅で学習し、回答を提出期限までに提出する。

合格ラインは70点以上とし、70点未満の場合は、合格点に達するまで再提出する。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の適格性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行う。

(A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満)

(3) 個別学習の対応方式

受講生の質問については、講師が対面により受け付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は第9条に定めるカリキュラムを履行し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。

(2) 実習に関する評価は、実習レポートに基づき行う。

(3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記・実技試験の評価がC以上の評価の受講者を評価基準を満たしたのものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。認定基準(100点を満点とする)

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

(4) 筆記試験は第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に行う。

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。この場合、必ず「補講届」を提出しなければならない。ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき2,000円を受講者負担とする。

また、補講の実施は原則として本会において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額にすることとする。

原則として、受講できる単位は「項目」である。ただし、本会で補講を実施する場合は「科目」

ごとに、他の事業者で実施する場合で「科目」の内容（演習の有無、実技演習の内容等）が概ね同じで、時間数が同一以上に設定されている場合に、「科目」ごとに補講できるものとする。

（受講の取消し）

第19条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。なお、この場合の研修参加費用の返却は行わない。

- （1） 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- （2） 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- （3） 東京都介護職員養成研修事業実施要綱6に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

（修了証明書等の交付）

第20条 第16条により修了を認定された者は、本会において「東京都介護職員養成研修事業実施要綱8」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第21条 修了者管理については、次により行う。

- （1） 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- （2） 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。但し、修了証明書及び携帯用修了証明書の発行にかかる料金については、それぞれ1枚につき800円を受講者負担とする。

（受講料返還方法）

第22条 受講料の返還については、次のとおりとする。

- （1） 開講日1週間前までに解約の申し出があった場合、受講料を全額、開講日前日までに申し出た場合は使用した経費を除いた額を返還する。
- （2） 開講後に解約の申し出があった場合、受講料の返還は認めない。
- （3） 解約は、「解約申請書」（様式1）にて申し出があった場合に限る。
- （4） 受講料返還方法は、銀行口座振込とし振込手数料は本人負担とする。

（公表する情報の項目）

第23条 東京都介護職員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ（URL: <http://www.doen.jp>）において開示する内容は別紙「公表情報一覧」のとおりとする。

（研修事業執行担当部署）

第24条 研修事業は本会高齢者支援系グループ介護職員研修課程事務局にて執行する。

（その他留意事項）

第25条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申込時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等

(2) 研修に関して下記の苦情等の口を設けて研修組織と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応組織：介護職員研修課程事務局受講生担当窓口

電話042-391-3274 03-3341-7167

(3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第27条 この学則に必要な細則、並びにこの学則に定めない事項で必要がある場合は、本会がこれを定める。

(附 則)

この学則は令和1年10月1日から施行する。

介護職員養成研修講座受講解約申請書

解約申込日	平成 年 月 日	受講者 No.		
フリガナ 氏 名	印	生年 月日		性別 男・女
フリガナ 住 所	〒 —			
電 話		F A X		
返 還 方 法	*原則として銀行本人口座振込とさせていただきます。			
振 込 先	銀行名等		支店名	口座番号
				普通 当座
	口座名義	(フリガナ)		

※ 受講済み研修日・科目をご記入ください。

_____ 月 日

_____ 月 日

_____ 月 日

_____ 月 日

_____ 月 日

公表情報一覧

研修 機 関 情 報	法人情報	<ul style="list-style-type: none"> ●法人格・法人名称・住所・電話番号 ●代表者名・研修担当理事・事業所の組織 ●事業概要
	研修機関情報	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所名・住所等 ●理念 ●学則 ●研修会場、設備
研修 事 業 方 法	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ●研修スケジュール ●定員 ●指導者数 ●研修受講手続き ●費用
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●課程編成責任者
	研修 カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ●科目別シバラス ●科目別担当講師名 ●科目別特徴 ●実技演習科目の方法 ●通信形式の実施方法 学習内容、時間数、教材、指導体制、指導方法、課題、評価
	修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ●修了評価の方法 評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実習施設	<ul style="list-style-type: none"> ●実習協力機関の名称、住所 ●実習協力機関の介護保険事業の概要 ●実習プログラム内容及び特色 ●実習指導体制 ●協力実習期間における延べ人数
	講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ●専任・兼任の講師数
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の研修実施回数、参加人数 	
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ●申込み、資料請求先 ●苦情対応者名、連絡先 	
質を向上させる取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●研修生満足度調査情報 ●事業所満足度調査情報 	

本会ホームページ（URL：<http://www.doen.jp/>）

研 修 区 分 表

事業者名： 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

第 1 回

区分	科 目 (項目・科目番号、科目名)	講習時間数			講 師 名
		計	通学 講習	通信 講習	
講 義 ・ 演 習 (実 習)	1(1)多様なサービスの理解	1	1		池田 清彦
	1(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	1	1		池田 清彦
	2(1)人権と尊厳を支える介護	3	3		池田 清彦
	2(2)自立に向けた介護	3	3		池田 清彦
	3(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携	1	1		池田 清彦
	3(2)介護職の職業倫理	1	1		池田 清彦
	3(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント	1		1	岡本 勝巳
	3(4)介護職の安全	1		1	岡本 勝巳
	4(1)介護保険制度	1	1		浅見 文隆
	4(2)障害者総合支援制度及びその他制度	1		1	岡本 勝巳
	4(3)医療との連携とリハビリテーション	1		1	西澤 徳子
	5(1)介護におけるコミュニケーション	3	3		浅見 文隆
	5(2)介護におけるチームのコミュニケーション	3	3		浅見 文隆
	6(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常	1		1	小金沢 康哲
	6(2)高齢者と健康	5	5		近藤 せつ子
	7(1)認知症を取り巻く状況	0.5	0.5		近藤 せつ子
	7(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	1	1		近藤 せつ子
	7(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	0.5	0.5		浅見 文隆
	7(4)家族への支援	1		1	小金沢 康哲
	8(1)障害の基礎的理解	1	1		近藤 せつ子
	8(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	1	1		近藤 せつ子
	8(3)家族の心理、かかわり支援の理解	1		1	岡本 勝巳
	9(1)介護の基本的な考え方	2	2		浅見 文隆
	9(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解	2	2		浅見 文隆
9(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	2	2		浅見 友博	
9(4)生活と家事	2	2		浅見 友博	

研 修 区 分 表

事業者名： 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

第 1 回

区分	科 目 (項目・科目番号、科目名)	講習時間数			講 師 名
		計	通学 講習	通信 講習	
講義・ 演習（実習）	9(5)快適な居住環境整備と介護	3	3		小出 裕司
	9(6)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	3	3		山田 卓磨
	9(7)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	2	2		山川 聡 吉田正人
	9(8)睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護	2	2		上原 智子
	9(9)死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護	2	2		渡邊 拓未
	(実習) 移動・移乗に関連した実習	2	2		
	9(10)介護過程の基礎的理解	2	2		中村 圭吾
	10(1)振り返り	1	1		浅見 友博
	10(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	1	1		浅見 友博
合 計		59	52	7	

別記第1号の8様式

実習施設一覧 (生活援助従事者研修課程 通学 **通信**)

令和1年9月25日現在

事業者名：社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

1 移動・移乗に関する実習

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1	フジホーム	昭島市中神町1260	介護老人福祉施設	3	2年1月～2年3月
2	ニューフジホーム	昭島市中神町1260	介護老人福祉施設	4	2年1月～2年3月
3	原町ホーム	新宿区原町3-8	介護老人福祉施設	3	2年1月～2年3月
4	ひかり苑	東村山市富士見町2-7-40	介護老人福祉施設	4	2年1月～2年3月
5					
6					
7					
合 計				14	

2 ホームヘルプサービス同行訪問

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1					年 月 ～ 年 月
2					年 月 ～ 年 月
3					年 月 ～ 年 月
合 計					